（5）（1）から（4）までに掲げる図面について、整備をしようとする地域脱炭素化促進施設等の位置を明らかにした図面と同じものは、省略できる。

（6）行為（道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。）の場所の面積が1ヘクタール以上である場合、行為がその延長が2キロメートル以上若しくはその幅員が10メートル以上となる計画になっている道路の新築（自然公園法の規定による許可を現に受け、又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。）である場合又は行為が当該行為の場所若しくはその周辺の風致若しくは景観に著しい影響を及ぼすおそれの有無を確認する必要があると認められる場合にあっては、次に掲げる事項を記載した書類

①当該行為の場所及びその周辺の植生、動物相その他の風致又は景観の状況並びに特質

②当該行為により得られる自然的、社会経済的な効用

③当該行為が風致又は景観に及ぼす影響の予測及び当該影響を軽減するための措置

④当該行為の施行方法に代替する施行方法により当該行為の目的を達成し得る場合にあっては、当該行為の施行方法及び当該方法に代替する施行方法を風致又は景観の保護の観点から比較した結果

（7）その他、行為の施行方法の表示に必要な図面